

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	指定文化財の現状変更の許可		
例規名 根拠条項	大河原町文化財保護条例 第8条		
例規番号	昭和50年条例第3号		
【基準】 第8条の規定による。 (現状変更の制限) 第8条 指定文化財の現状を変更しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日